

新年度



# 24 予算執行伺書

(一般)

伝票番号 0006564 - 000

年度	24	会計	01 一般会計	所属	054000 経営政策課				
担当者	予算担当	主務係長	予算担当係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	企画部長
						*		*	
			合					財政課長	
			議						
予算区分	0	現年度予算				起票日	24年 5月 28日		
款	02	総務費				※決裁日	24年 5月 31日		
項	01	総務管理費				契約方法	5 なし		
目	09	企画費				※契約担当	契約管理課・主管課		
細目	001	企画管理経費				予算配当額	2,680,000円		
細々目	25	企画管理事務費(経営政策課)				負担行為累計額	2,680,000円		
節	19	負担金、補助及び交付金				配当残額	0円		
細節	51	区長連絡協議会運営補助金							

予定金額 ￥2,680,000

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他(概算払)

件名等 摘要 平成24年度延岡市区長連絡協議会運営補助金  
納品場所

備考

# 添付資料

平成24年5月28日

延岡市長 様

延岡市東本小路131-5  
延岡市区長連絡協議会  
会長 山口 美三雄



補助金等交付申請書に下記書類を添付いたします。

## 記

- 1 事業計画書
  - ・平成24年度活動方針
  - ・活動計画
- 2 収支計画書
  - ・予算書
- 3 その他の書類
  - ・延岡市区長連絡協議会役員名簿
  - ・延岡市区長連絡協議会会則

なお、上記添付書類は、平成24年度延岡市区長連絡協議会総会議案書の写しですが、平成24年5月24日に開催されました、平成24年度延岡市区長連絡協議会総会において、全て原案可決となっています。

## 平成 24 年度 事業活動計画

### <重点活動方針>

1. 「地域住民の福祉の増進と住みよい地域づくりに寄与する」という区長連協の目的を達成することを基本として事業活動を行います。
2. 甚大な被害を受けた東日本大震災の経験と、東海、東南海、南海トラフの複合的な巨大地震の発生が予想される中で、防災意識の向上と特に高齢者や障害者、子ども達を中心とした避難マニュアルの確立が喫緊の課題となっていることから、自主防災組織の更なる結成促進に努めます。未結成の区においても防災訓練（講座）やマニュアルづくりに取り組むことを奨励します。
3. 少子高齢化が更に進む中で、地域づくりの核となる区の役割は益々重要となりますが、奉仕的な立場であるにもかかわらず区長の責任は大変重くなってきました。それだけに、多様化する住民の生活様態などから区の役員のなり手がいない、という悩みを抱える区も少なくない現状であります。このため、区長連協と地区区長会長、各区相互の連携を強めるとともに、区長連協に「区のあり方検討委員会」（仮称）を設置し、円滑な区の運営方策について検討します。また必要な情報を共有するための情報紙「連協だより」の発行に努めます。
4. 厳しい雇用情勢等により地域に若者が定着しない傾向が続き、消防団員の不足や、子どもの減少が加速している状況にあります。そのため、高速自動車道の早期の建設促進運動や、教育、医療、観光、商業など魅力あるまちづくりを進める行政に協力し、企業誘致の実現や地場産業の振興による雇用の場の創出に寄与するよう努めます。
5. このほか官民協働のまちづくりとして
  - (1) 健康長寿推進市民会議の主要会員として、地域における「健康長寿のまちづくり」を推進します。
  - (2) 市の「ごみ減量化対策懇話会」に各地区区長会長全員が参画し、クリーンセンターの効率的な運営に貢献します。
  - (3) 各地区区長会長で組織する「自主防災組織連絡協議会」を運営し、更なる組織の結成促進と活動の充実を支援します。
  - (4) 共に地域づくりを目標とする公民館連協、地区社協連協とともに結成した「三者連携懇談会」を今後も継続し、共通課題の解決に努めます。
  - (5) 市が主催する行財政改革推進会議他、各種委員会、審議会等に参画し、行政の効果的な推進に寄与します。

## 平成24年度 月別事業活動計画

月	項 目	概 要
4	会計監査	・平成23年度会計監査
5	地区会長会 理事会	・平成24年度総会对策 ・ " (役員補充選任)
	総 会	・平成23年度事業活動経過報告及び決算報告 ・平成24年度事業活動計画(案)及び予算(案) ・役員補充選任(副会長1人、会計1人) ・功労者表彰(感謝状)、市政連絡員委嘱、健康長寿推進リーダー委嘱
	県自治会(区会)連合会	・正副会長会、理事会
6	理事会	・新年度事業活動計画に沿った運営方針確認 ・専門委員会の設置と委員の配置
	自主防災組織連絡協議会 県自治会(区会)連合会 新任区長研修会	・役員会、総会 ・総会(宮崎市) ・6/30 社会教育センター
7	専門委員会 理事会	・委員会活動開始 ・健康長寿のまちづくり推進 他
	県自治会(区会)連合会	・正副議長会(宮崎市)
	「連協だより」発行	・第3号
8	専門委員会 理事会	・具体的検討(アンケート調査等)
9	地区会長会 理事会	・健康長寿のまちづくり推進地区活動について 他 ・野外研修について 他
10	専門委員会 理事会	・具体的検討
11	専門委員会 理事会	・具体的検討と中間まとめ ・野外研修
	県自治会(区会)連合会	・研修大会(串間市) 理事参加
12	理事会 「連協だより」発行	・専門委員会中間報告 ・第4号
1	地区会長会 理事会	・重要課題検討
2	専門委員会 理事会	・まとめ ・専門委員会報告、検討
3	理事会	・年度末対策
	県自治会(区会)連合会	・理事会研修会
	「連協だより」発行	・第5号

## 平成24年度 一般会計予算

収入の部(単位:円) 増減=24年度の予算 - 23年度の決算				
科目	23年度決算	24年度予算	増減	要
1、繰越金	355,216	367,849	12,633	前年度繰越金
2、助成金	2,200,000	2,680,000	480,000	役員2名追加+人件費
3、健康長寿助成	1,000,000	1,000,000	0	健康長寿活動助成金
4、交付金	2,007,642	2,000,000	-7,642	県広報、社協、日赤・減少傾向
5、雑収入	94	151	57	利息
計	5,562,952	6,048,000	485,048	

支出の部(単位:円) 増減=24年度の予算 - 23年度の決算				
科目	23年度決算	24年度予算	増減	要
1、総会費	160,956	165,000	4,044	総会対策費 +45
2、地区対策費	200,000	200,000	0	10地区×20,000円(均等割) -
3、会議運営費	186,280	200,000	13,720	理事会・専門委員会など運営費 +50
4、報償費	0	10,000	10,000	役員退任記念品 2人×5,000円 △5
5、旅費	0	10,000	10,000	↓(理事4年以上) -
6、費用弁償	757,850	850,000	92,150	役員旅費、日当(専門委員会等) +50
7、需用費	100,000	100,000	0	総会資料印刷費 -
8、通信事務費	177,733	180,000	2,267	通信・事務・IT関連 △10
9、研修費	200,120	250,000	49,880	研修会→串間市文化会館 +50
10、慶弔費	5,000	20,000	15,000	↑(46,962世帯) -
11、負担金	140,760	141,000	240	県連合会会費→県広報×3円 △1
12、交付金	1,492,404	1,840,000	347,596	10地区区長会配分 +240
13、渉外・事業費	207,880	250,000	42,120	諸団体との交流および事業 +50
14、役員報酬	550,000	640,000	90,000	三役、地区会長、会計、監査 +90
15、健康長寿対策費	951,050	1,000,000	48,950	地区区長会活動費・事務職員賃金 -
16、雑費	65,070	80,000	14,930	+39
17、予備費	0	112,000	112,000	△226
計	5,195,103	6,048,000	852,897	+472

[一般会計]

## 平成24年度 延岡市区長連絡協議会役員名簿 (案)

役職名	氏名	電話	郵便番号	住所	地区	県役職
理事	藤田 敏廣	██████	889-0095	██████	南浦地区会長	評議員
理事	萱野 長夫	██████	882-0322	██████	" 副会長	
理事	吉田 敏春	██████	882-0017	██████	東海地区会長	評議員
会計	平尾 征一郎	██████	882-0021	██████	" 副会長	評議員
理事	樋永 修一郎	██████	882-0003	██████	" 副会長	
理事	亀山 勉	██████	882-0034	██████	岡富地区会長	評議員
理事	山下 幸治	██████	882-0037	██████	" 副会長	評議員
理事	馬原 九州男	██████	882-0051	██████	" 副会長	
事務局長	廣瀬 武男	██████	882-0803	██████	川中地区会長	理事
理事	岩田 洋一	██████	882-0826	██████	" 副会長	
理事	池田 進	██████	882-0821	██████	" 副会長	
理事	佐藤 武彦	██████	882-0804	██████	南方地区会長	評議員
理事	村田 勝	██████	882-0802	██████	" 副会長	
理事	松本 喜伴	██████	882-0885	██████	" 副会長	
会長	山口 美三雄	██████	882-0881	██████	恒富地区会長	副会長
理事	河村 紘行	██████	882-0833	██████	" 副会長	評議員
理事	吉田 修	██████	882-0875	██████	" 副会長	
理事	山本 哲三	██████	882-0866	██████	" 副会長	
副会長	東 清市	██████	889-0513	██████	伊形地区会長	理事
理事	森高 万造	██████	889-0506	██████	" 副会長	評議員
理事	高橋 勝	██████	882-0504	██████	" 副会長	
理事	大村 望	██████	882-0245	██████	北方地区会長	
理事	日吉 秀一	██████	882-0104	██████	" 副会長	
理事	藤田 統三	██████	882-0104	██████	" 副会長	
理事	中西 功	██████	889-0302	██████	北浦地区会長	
理事	甲斐 棋悠	██████	889-0304	██████	" 副会長	
理事	高平 文雄	██████	889-0301	██████	" 副会長	
副会長	小野 正勝	██████	889-0102	██████	北川地区会長	理事
理事	権藤 久人	██████	889-0102	██████	" 副会長	
理事	児玉 万	██████	889-0102	██████	" 副会長	
監事	堀尾 建治	██████	882-0845	██████	恒富地区区長	
監事	坂本 憲昭	██████	882-0007	██████	東海地区区長	

※ 県役職の理事、評議員、各地割り当て数

南浦・北浦1、東海2、岡富2、南方1、川中1、恒富2、伊形2、北川・北方1

## 平成23年度 一般会計決算書

収入の部(単位:円) 増減=23年度決算 - 23年度予算				
科目	23年度予算	23年度決算	増減	摘要
1、繰越金	355,216	355,216	0	前年度繰越金
2、助成金	2,200,000	2,200,000	0	市助成金
3、健康長寿助成	0	1,000,000	1,000,000	健康長寿活動助成金
4、交付金	2,020,000	2,007,642	-12,358	県広報、社協、日赤
5、雑収入	784	94	-690	利息
計	4,576,000	5,562,952	986,952	
支出の部(単位:円) 増減=23年度決算 - 23年度予算				
科目	23年度予算	23年度決算	増減	摘要
1、総会費	120,000	160,956	40,956	総会对策費(資料作成・表彰等に使用)
2、地区対策費	200,000	200,000	0	10地区×20,000円(均等割)
3、会議運営費	150,000	186,280	36,280	理事会・専門委員会など運営費
4、報償費	15,000	0	-15,000	役員退任記念品
5、旅費	10,000	0	-10,000	
6、費用弁償	800,000	757,850	-42,150	役員旅費、日当
7、需用費	100,000	100,000	0	総会資料印刷費
8、通信事務費	190,000	177,733	-12,267	通信・事務・IT関連
9、研修費	200,000	200,120	120	県研修会(小林市) 県理事研修会
10、慶弔費	20,000	5,000	-15,000	香典
11、負担金	142,000	140,760	-1,240	県連合会会費
12、交付金	1,500,000	1,492,404	-7,596	10地区区長会配分
13、渉外・事業費	200,000	207,880	7,880	諸団体との交流事業
14、役員報酬	550,000	550,000	0	三役、地区会長
15、健康長寿対策費	0	951,050	951,050	地区区長会活動費・臨時職員賃金
16、雑費	41,000	65,070	24,070	監査他
17、予備費	338,000	0	-338,000	
計	4,576,000	5,195,103	619,103	

[一般会計]

[一般会計]

収入 5,562,952 円

支出 5,195,103 円

残高 367,849 円

平成24年4月27日

監査の結果、一般会計並びに特別会計の収支共に正確であることを証明致します。

監事

堀尾建治



監事

坂本憲昭



## 平成23年度 一般会計予算(案)

科 目	22年度決算	23年度予算	増 減	要
収入の部(単位:円) 増減=23年度の予算 - 22年度の決算				
1、繰越金	258,854	355,216	96,362	前年度繰越金
2、助成金	2,200,000	2,200,000	0	市助成金
3、交付金	2,021,155	2,020,000	-1,155	県広報、社協、日赤
4、雑収入	37,021	784	-36,237	利息
計	4,517,030	4,576,000	580,896	

支出の部(単位:円) 増減=23年度の予算 - 22年度の決算				
科 目	22年度決算	23年度予算	増 減	要
1、総会費	59,465	120,000	60,535	総会对策費
2、地区対策費	200,000	200,000	0	10地区×20,000円(均等割)
3、会議運営費	150,460	150,000	-460	理事会・専門委員会など運営費
4、報償費	15,000	15,000	-	役員退任記念品
5、旅費	0	10,000	10,000	
6、費用弁償	868,630	800,000	-68,630	役員旅費、日当
7、需用費	100,000	100,000	0	総会資料印刷費
8、通信事務費	190,001	190,000	-1	通信・事務・IT関連
9、研修費	149,050	200,000	50,950	研修旅行
10、慶弔費	40,500	20,000	-20,500	
11、負担金	141,285	142,000	715	県連合会会費
12、交付金	1,421,053	1,500,000	78,947	10地区区長会配分
13、渉外・事業費	207,098	200,000	-7,098	諸団体との交流および事業
14、役員報酬	550,000	550,000	0	三役、地区会長
15、雑費	69,272	41,000	-28,272	監査 他
16、予備費	0	338,000	338,000	
計	4,161,814	4,576,000	414,186	

[一般会計]



# 延岡市区長連絡協議会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、延岡市区長連絡協議会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、延岡市各地区区長（以下会員という）をもって組織する。

2、 本会は、市内10地区区長会をもって構成する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、市民協働まちづくりセンター内（延岡市東本小路131-5）に置く。

(目 的)

第4条 本会は、延岡市地区区長との連携を密にし、会員相互の親睦と協調のもとに、市及び関係機関並びに友誼団体との連絡協議を図り、地域住民の福祉の増進と住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国、県、市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 環境の整備に関すること。特に交通、防犯、衛生、災害防止に関すること。
- (3) 健康長寿まちづくり運動の推進に関すること。
- (4) 社会福祉及び青少年健全育成に関すること。
- (5) 視察、研修の実施及び情報の提供などに関すること。
- (6) その他、目的達成のために必要な事業。

## 第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名 /

事務局長	1名
会 計	1名
理 事	25名
監 事	2名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は、地区会長を除く理事の中から各地区1名を選出して選考委員会を組織し、この選考委員会で地区会長の中から推薦し、総会の承認を得るものとする。

2、事務局長及び会計は、理事の中から理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

3、監事は、会員の中から理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

4、理事は、各地区区長会から次に定めるところにより選出する。

この場合において、当該人員には地区会長を含むものとする。

岡富地区3名、川中地区3名、恒富地区4名、伊形地区3名、南方地区3名、東海地区3名、南浦地区2名、北方地区3名、北浦地区3名、北川地区3名とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことが出来る。

顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

2、会長、副会長、事務局長、監事に欠員が生じた場合は、理事会において補充選出することができる。その場合、任期は前人者の残任期間とし、次期総会において報告し承認を得るものとする。

(任務)

第10条 会長は、本会を代表し業務全般の運営管理にあたる。

2、副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその業務を代行する。

3、事務局長は、事務局全般の事務を行う。

4、監事は、会計業務を監査し、その結果を総会において報告する。

5、理事は、本会の運営に関する一切の事項を審議し、事業を推進する。

### 第3章 会 議

#### (会 議)

第11条 本会の会議は、総会、地区会長会及び理事会とし、会長が招集する。

2、理事会には、業務に応じて専門委員会を置くことができる。

#### (総 会)

第12条 総会は本会の最高議決機関とし、全会員で構成する。

2、総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要があると認められたときは、理事会の議を経て臨時に招集することができる。

3、前項に定める場合のほか、会員の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は総会を臨時に招集しなければならない。

4、総会は、会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決するものとする。

5、総会は、出席者の中から議長、副議長を選出し、議事の進行にあたるものとする。なお、議長は、書記及び議事録署名者を指名し、議事録を作成させる。

#### (総会の議事)

第13条 総会は、次の事項について議決するものとする。

- (1) 役員を選出に關すること。
- (2) 予算及び決算に關すること。
- (3) 年間事業（行事）に關すること。
- (4) 会則の制定、改廢に關すること。
- (5) その他、必要と認められること。

#### (地区会長会、理事会、専門委員会)

第14条 地区会長会は、地区会長をもって組織する。

2、地区会長会は、事業計画の検討、その他、会長が付議する事項を審議し、理事会に提案する。

3、地区会長会は、地区会長の2分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決するものとする。

4、理事会は、会長並びに地区会長会から付議された事項及び理事から提案された事項を審議する。

5、理事会は、理事の2分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決するものとする。

6、専門委員会は、別に定める専門委員会運用要綱により審議し、会長に提案する。

## 第4章 会 計

(収 入)

第15条 本会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(金銭の保管)

第17条 本会の金銭は、延岡市区長連絡協議会名義で宮崎銀行延岡市役所出張所に預けて置くものとする。

2、事務局長は、金銭出納帳などの関係帳簿を作成し、預金通帳と共に保管する。

(規定の制定)

第18条 延岡市区長連絡協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規定、延岡市区長連絡協議会表彰規定及び延岡市区長連絡協議会弔慰規定並びに延岡市区長連絡協議会専門委員会運用要綱は、別に定める。

## 第5章 補 則

(補 則)

第19条 この会則に定めのない事項については、会長が理事会に諮って決定する。

付 則

(施 行)

この会則は、昭和32年4月1日から施行する。

一部改正 昭和49年、54年、57年

改 正 昭和62年4月1日（従前の規約は全文改正）

一部改正 平成5年、10年、14年

一部改正 平成15年4月1日

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 平成22年4月1日

一部改正 平成24年5月24日

# 延岡市区長連絡協議会役員の報酬 及び費用弁償に関する規定

## (目的)

第1条 この規定は延岡市区長連絡協議会役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 役員の報酬は、会長、副会長、事務局長、会計、地区会長（兼任を除く）の別に支給するものとし、その額は次のとおりとする。

会 長	年額	120,000円
副 会 長	年額	90,000円
事務局長	年額	100,000円
会 計	年額	60,000円
地区会長	年額	30,000円

- 2、任期の途中において職を離れた場合、又は前任者の残任期間、職についた場合の報酬は第1項の報酬額に在職月数を乗じ、その額を12で除して得た額とする。
- 3、前項の報酬は年度末の月、または職を離れた月に支給する。

## (旅 費)

第3条 役員が本会の用務で市外に出張する場合には、旅費を支給する。  
支給する額は運賃、宿泊費及び日当とする。

- 2、前項の費用については、本会以外から支給を受ける場合、又はマイクロバス等の利用により運賃を必要としない場合は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 本会の役員が役員会に出席する場合はつぎのとおり費用を弁償する。

- (1) 車賃はバス賃実費とする。
- (2) 日当は2,000円とする。
- 2、地区会長会及び専門委員会を単独で開催する場合は、費用弁償を支給する。  
会議が午前、午後に及ぶ場合は、別途食事代を弁償する。

## (規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は理事会を経て総会の承認を得るものとする。

(付 則)

この規定は、昭和56年6月30日制定  
平成 2年5月24日改定  
平成 4年5月26日改定  
平成 9年5月23日改定  
平成10年4月 1日改定  
平成19年7月 1日改定  
平成24年5月24日改定

## 延岡市区長連絡協議会表彰規定

(目 的)

第1条 この規定は延岡市区長連絡協議会の運営に功績のあった区長又は区会を表彰することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 この規定より表彰される者は次の各号に該当する者とする。

1. 本会の役員を4年以上つとめ退任する場合
2. 本会の進展に特別功労者として認められる者
3. 事業運営に顕著な成績をおさめている区会

(被表彰者の選定並びに推薦方法)

第3条 前条に該当する表彰者の選定は地区会長から推薦のあった者について理事会がこれを行う。

(2) 被表彰候補者の推薦は地区会長が適格者と認める者を選定し、功績調書を添えて会長に提出するものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は会長が毎年通常総会にて行う。

(付 則)

この規定は、昭和61年4月1日から施行する。

# 延岡市区長連絡協議会弔慰規定

(趣 旨)

第1条 この規定は延岡市区長連絡協議会に加入している区長が死亡した場合に弔慰を表すものとする。

(弔慰区分)

第2条 会員が死亡した場合、下記により弔慰金及び弔電を贈る。

香 典 5, 0 0 0 円

(特 記)

第3条 この規定に定めていないことについては三役に一任するものとする。

(付 則)

この規定は昭和61年4月1日から施行する。